

東京科学大学の学院における GPT 制度に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学（以下「本学」という。）の学院において、東京科学大学早期卒業に関する規程（令和6年規程第89号）第3条第1号に規定する早期卒業希望者の要件及び本学の学士課程に在学する者のうち、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号）第13条第11号に規定する入学資格を得るための要件の基準として用いる Grade Point Total 制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 Grade Point（以下「GP」という。） 東京科学大学学修規程（令和6年規程第〇号。以下「学修規程」という。）第8条第1項及び第2項に規定する履修申告した授業科目の成績に基づき算出される0又は0.5から4.5までの数値をいう。
- 二 Grade Point Total（以下「GPT」という。） 履修申告科目のGPと単位数の積の総和を特定の値で除して算出されるものをいう。

(対象学生)

第3条 GPT 制度を適用する対象学生は、本学の学院の学士課程に在学する全ての学生とする。

(対象授業科目)

第4条 GPT 制度の対象とする授業科目（以下「対象授業科目」という。）は、卒業の要件となる全ての授業科目とする。ただし、次に掲げる授業科目は、対象としない。

- 一 学修規程第9条から第12条までの規定により単位を認定された授業科目
- 二 東京科学大学の学院における学修に関する細則（令和6年細則第48号）別表に規定する横断科目（教養科目）及び横断科目（専門科目）に分類される授業科目

(GP の算出方法)

第5条 対象授業科目のGPは、次の計算式により算出するものとする。ただし、学修の評価が59点以下の授業科目については「0」とし、学修規程第6条第2項ただし書の規定により「合格」又は「不合格」をもって学修の評価が行われた授業科目については、「合格」の場合は「2.5」、不合格の場合は「0」とする。

$$GP = (\text{学修の評価} - 55) \div 10$$

(GPT の算出方法)

第6条 GPT は、次の計算式により算出するものとし、その数値に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPT = (\text{在学期間に履修申告した対象授業科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の総和} \div 110$$

(GPT の教務 Web システムへの記載)

第7条 GPT は、教務 Web システムに記載するものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京工業大学における GPT 制度に関する要項（平成28年1月8日制定）は、廃止する。